

政令指定都市における地域密着型通所介護事業所に対する指定制限の状況について

政令指定都市における、地域密着型通所介護事業所に対する指定制限の調査結果は以下のとおりです。

【指定制限を実施している都市】

政令指定都市への調査の結果、さいたま市と京都市の2都市において、地域密着型通所介護事業所に対する指定制限を実施していました。

都市名	指定制限の内容
さいたま市	地域密着型通所介護事業所の整備事業者を公募により選定している。 平成30年度は地域密着型通所介護うち、療養通所介護のみ募集している。
京都市	地域密着型通所介護事業所の総量規制を実施しており、以下の条件に該当する日常生活圏域を指定拒否対象圏域としている。指定拒否の対象圏域は毎年度設定している。 ① 日常生活圏域に小規模多機能型居宅介護等の事業所がある。 ② 日常生活圏域における地域密着型サービスの量が介護保険事業計画に定める見込量に達している。

【参考】 仙台市の地域密着型通所介護の定員別の事業所数及び廃止状況

定員（人）	～9	10	11～14	15～18	計
現存事業所数	10	80	13	53	156
廃止事業所数	5	34	3	9	51
休止事業所数	1	11	0	1	13
失効事業所数	0	2	0	0	2
総事業所数(※)	16	127	16	63	222

※ 平成28年4月1日から平成30年12月1日までに指定した事業所数(休止、失効、廃止した事業所を含む)

